

◎新潟県告示第311号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 指定を受けた者
東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者による県税徴収金の代理納付に係る県税の税目
新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第4条第1項第9号に規定する自動車税
- 3 指定代理納付者による県税徴収金の代理納付に係る期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで